

**新型コロナウイルス感染拡大に伴う
令和2年度認定都市プランナー認定審査申請書提出にあたっての対応について**

2020. 4. 23

認定都市プランナー制度運営委員会

新型コロナウイルスの感染拡大は、世界規模で広がっており我が国において短期的に収束するとは想定できない状況にあります

一方、令和2年度の認定都市プランナーの認定審査については、去る4月1日に実施要項を公示し、申請書の提出期限を5月22日としています。感染拡大により提出期限を延期することも考えられますが、その後のタイトなスケジュールからみて困難であるため、現在のところは提出期限の延長は行わないことといたします。

しかし、提出期間と感染拡大予防のための移動制限が重なり、申請書類作成・提出作業に支障を来す恐れがあります。このため、当委員会においては、申請者の下表の影響に関して配慮方針を定めました。

| 想定される影響 | 配慮方針 |
|--|--|
| ①感染し入院しており（ホテルでの治療等の入院と同等の状況を含む）、治療中であり、また外部との接触を禁じられているため、締め切りまで申請書の作成等が出来ない。 | ・ 申請書の提出日を延長することは困難なため、次年度に改めて受験して下さい。 |
| ②感染者の濃厚接触者として自宅待機を命ぜられており、外出不可のため、実務実績等に関する情報が得られない、また推薦者の押印や口頭審査受験料の払込が出来ない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書の記入が困難の場合は、次年度に受験して下さい。 ・ 押印については、受験者が<u>申請書に推薦者のメールアドレスを記入し、事務局がその推薦者に確認をとることで代替するので押印は不要とします。</u> ※この場合は、推薦書に推薦者のメールアドレスを必ず記入して下さい。 ※都市計画学会及び都市計画家協会推薦の場合は、事務局あてに確認しますのでアドレスは不要です。 ・ 口頭審査受験料の支払い（認定都市プランナー申請者で書類審査に合格した場合）については特別に猶予します（※支払期限は別途連絡します）。 |
| ③感染予防のために在宅勤務をしており、推薦者の押印をもらうことが困難である。 | ・ 押印については②と同様。 |
| ④認定都市プランナー2名の推薦により <u>受験する</u> が、感染防止のため会うことが憚れるため、2名から押印をもらうことが困難である。 | ・ 押印については②と同様。 |
| ⑤昨年度の受託業務の工期が感染予防の移動制限により延長になってしまいその業務を業務実績調書に記入できない。 | ・ 完了したものと見なし、実績調書に記入できることとします。 |